

生物多様性さっぽろビジョン(案)【概要版】

皆さまからのご意見を募集します
～パブリックコメントの実施について～

【意見募集期間】

令和5年(2023年)12月26日(火)～
令和6年(2024年)1月31日(水) 【必着】

札幌市では、生物多様性の保全を推進するため、生物多様性に関する取組の方向性を示す長期的な指針として、「生物多様性さっぽろビジョン」を策定し、様々な取組を実施してまいりました。

平成25年(2013年)3月の策定から10年が経過し、生物多様性を取り巻く状況が変化したことから、この度ビジョンの改定を行い、「生物多様性さっぽろビジョン(案)」を作成いたしましたので、広く市民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集いたします。

生物多様性の損失は、気候危機と並ぶ世界的な課題であり、その解決のためには市民の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。このビジョンは、皆様に生物多様性について考え、行動していただくために策定したものでもありますので、ぜひご意見をお聞かせください。

いただいたご意見につきましては、個別の回答は致しませんが、ご意見の概要とそれに対する市の考え方については、後日ホームページで公表いたします。

主な資料配布場所

- 市役所本庁舎12階 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課
- 市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- 各区役所 市民部総務企画課広聴係
- 各まちづくりセンター
- その他市有施設(環境プラザ、円山動物園、博物館活動センター等)

市政等資料番号
01-J02-23-2292

札幌市環境局環境都市推進部
環境共生担当課



1 札幌市の生物多様性のこれまでと現状

(1) 生物多様性さっぽろビジョンの目的と改定について

生物多様性さっぽろビジョンは、2050年(令和32年)を展望した生物多様性に関する取組の方向性を示す長期的な指針であり、体系的・総合的な施策の推進を図ることを目的としています。

2013年(平成25年)の策定から10年が経過し、これまでの生物多様性を取り巻く状況の変化や現状を踏まえ、更なる取組の推進を図るために改定することとしました。

(2) 生物多様性とは

地球上には、知られているだけで約175万種、未知のものも含めると3,000万種とも推定される生き物が、地域の環境や歴史に応じて存在しています。これらの生き物は、他の生き物と食べたり食べられたり、競争したりして、互いにつながりあって生きています。このような生き物同士のつながりを生物多様性といいます。

生物多様性は、環境と生き物の相互作用で形成される様々な生態系が存在すること、生き物の種の間には様々な違いが存在すること、またそれらの種が持つ遺伝子に様々な違いが存在することの3つの多様性から構成されます。

◇ 3つの多様性



(3) 生態系の多様性

札幌市は、地勢、地形、気候やその成り立ちなどの諸条件から、元来、多様な生態系や生物相が成立する条件を備えています。また、本州の都市に比べて、明治期以降、計画的に開発が進められてきたため、南西部の山地や円山・藻岩山などの原生的な生態系から、公園や農地などの人為的な生態系まで、質的・量的に多種多様な生態系が見られます。

その他、市域面積の6割以上が森林であり、法的な保全対象となっている面積が多いのも特徴です。

(4) 種の多様性

種の多様性は、哺乳類、鳥類、植物などたくさんの種類の生き物がいることを言います。

札幌市域は多様で変化に富んだ地形・地質や、地理的に冷温帯と亜寒帯の間に位置し、はっきりとした季節の移り変わりのある冷涼な気候であること、北方系と南方系の生物分布の接点にあたることなどにより、多種多様な生物相を生み出しており、約8,000種もの生物種が記録されています。

その中には、サッポロフキバツタ、モイワサナエなど、札幌の地名が付いた生き物もいます。



サッポロフキバツタ

◇ 札幌市内で確認されている動植物の種数

分類群	確認種数	札幌市版レッドリスト掲載種		北海道ブルーリスト掲載種	
		種数	確認種数に占める割合	種数	確認種数に占める割合
哺乳類	47	14	30%	10	21%
鳥類	271	33	12%	5	2%
両生類	6	1	17%	3	50%
爬虫類	9	1	11%	2	22%
淡水魚類 水生動物	92	12	13%	25	27%
昆虫類	5,878	113	2%	24	0.4%
植物	2,085	123	6%	388	19%
合計	8,388	297	4%	457	5%

※札幌市版レッドリスト：札幌市内に分布する絶滅の恐れのある生き物のリスト

※北海道ブルーリスト：北海道が作成した、北海道における外来種のリスト

(5) 遺伝子の多様性

遺伝子の違いによって、同じ種類の生物でも、色、形、模様など、たくさんの個性が存在します。

遺伝子の多様性が減少した生物種は、絶滅の危険性が高まります。種が絶滅した場合、生態系の縮小や崩壊を引き起こす可能性があるため、遺伝子の多様性の減少は生物多様性の全てのレベルに影響が及びます。

(6) 生物多様性の損失要因

生物多様性の直接的な損失要因としては、以下の4つの危機があると言われており、人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでいると言われています。

- 第1の危機:開発など人間活動による危機
- 第2の危機:自然に対する働きかけの縮小による危機
- 第3の危機:人間により持ち込まれたものによる危機
- 第4の危機:地球環境の変化による危機

2 生物多様性に関する世界と日本の状況

2020年(令和2年)までの国際目標であった愛知目標で掲げた20の個別目標について、完全に達成できたものはないとの評価を受け、2022年(令和4年)12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第二部において、愛知目標に代わる新たな国際目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

国では、2023年(令和5年)3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、目指すべき長期目標(ビジョン)として「『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」を掲げています。

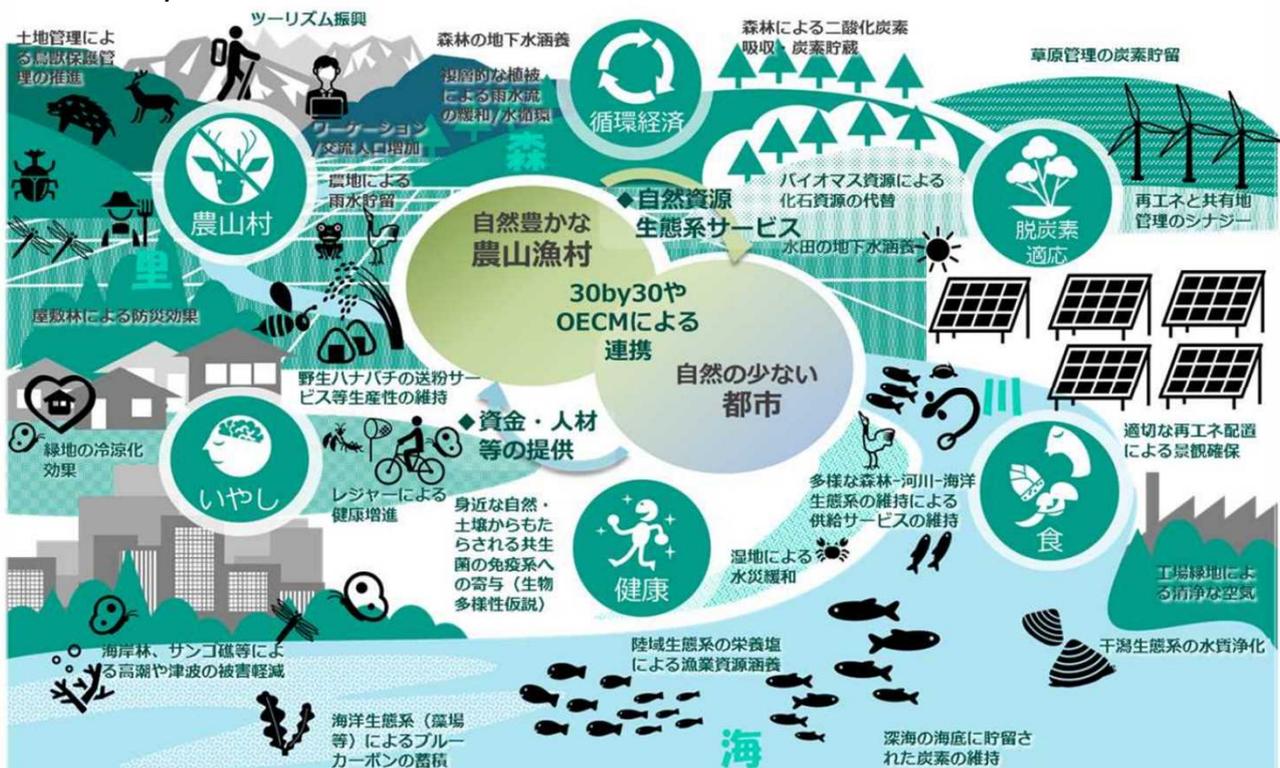
昆明・モントリオール生物多様性枠組

- 2022年12月に採択された生物多様性の保全に関する新たな国際目標
- 2050年ビジョンは「自然と共生する世界」
- 2030年(令和12年)に向けた23個のグローバルターゲットを設定
- グローバルターゲットの一つに、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30」を設定

生物多様性国家戦略2023-2030

- 2023年3月に策定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画
- 2050年ビジョンは「自然と共生する社会」
- 2030年に向けた短期目標は「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」

◇ 30by30の概要について



※出典：環境省ホームページ

(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/flyer30by30.pdf>)

3 これまでの生物多様性さっぽろビジョンに基づく取組の進捗管理状況

これまで、生物多様性さっぽろビジョンで定めた4つの施策の柱（理解する、協働する、継承する、活用する）に基づき、様々な事業を展開してきました。

しかしながら、令和2年度を目標年次として設定した指標に関する達成状況は、目標値を達成したのは8項目中2項目という結果であり、生物多様性に関する認識や理解、保全のための取組は十分に進んでいない状況となりました。

◇ 主な取組内容

<p style="text-align: center;">施策の柱1 理解する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普及啓発イベントの開催 ● まちなか生き物活動 ● 生物多様性さっぽろ絵本コンテスト ● カッコー先生公式X(旧Twitter)の運用 ● 市民参加型生き物調査 	<p style="text-align: center;">施策の柱3 継承する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外来種対策 ● 札幌市版レッドリストの作成 ● 札幌市動植物データベースの運用 ● 自然環境調査
<p style="text-align: center;">施策の柱2 協働する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性さっぽろ応援宣言 ● 生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク事業 ● 協働型生き物調査 	<p style="text-align: center;">施策の柱4 活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性さっぽろ実践ハンドブックの作成 ● 生き物観察会の実施

◇ 指標の達成状況

施策の柱	指標	基準値 平成23年度 (2011年度)	実績値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和2年度 (2020年度)	達成状況	
理解する	生物多様性の理解度(生物多様性の意味を知っている人の割合)	33.1%	35.1%	60%	未達成	
協働する	生物多様性保全活動に参加したり、取り組んでいる市民・事業者の割合	市民	5.0%	3.3%	10%	未達成
		事業者	40.4%	53.6%	60%	未達成
継承する	主な生息・生育地における指標種の生息状況	-	指標種の生息を確認	生息継続又は増加	達成	
活用する	自然と積極的に触れ合っている市民の割合	24.2%	27.4%	35%	未達成	
	市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進(地産地消又は環境に配慮した商品を利用している人の割合)	地産地消	65.7%	67.2%	75%	未達成
		環境配慮商品	27.4%	19.6%	50%	未達成
	事業者の原材料調達時の配慮の促進(環境に配慮した原料を調達している事業者の割合)	30.0%	52.2%	50%	達成	

第2章 生物多様性の現状と課題

札幌市における生物多様性の現状と課題は以下のとおりです。

1 生態系、自然環境に関する現状と課題

- 開発等による生態系への直接的な影響
- 気候変動による生態系への影響の深刻化
- 外来種の侵入と生息域の拡大
- レッドリスト掲載種を含む動植物情報の不足
- レッドリスト掲載種等動植物の乱獲

2 市民生活、社会環境に関する現状と課題

- 生物多様性に関する理解度不足
- 市民、企業等各主体による生物多様性への配慮不足
- 人口減少による将来の保全活動の担い手不足の懸念
- あらゆる主体との連携不足
- 農地面積の減少に伴う緩衝帯の減少
- 野生鳥獣とのあつれきの増加
- 保全活動が十分できない地域の存在
- 再生可能エネルギーの推進による生物多様性消失の懸念
- 遺伝的攪乱に関する配慮が浸透していない
- 新型コロナウイルス感染症の流行による人々の意識や生活スタイルの変化

第3章 ビジョンの位置づけ

1 札幌市の生物多様性地域戦略としての位置づけ

生物多様性さっぽろビジョンは、2008年(平成20年)に制定された「生物多様性基本法」に基づく地域戦略として策定しており、世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」の目標達成に貢献するよう努めていきます。

2 他の計画との関係性

札幌市のまちづくりの最上位の総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿って策定しており、その他の関連する個別計画とも連携を図り、効果的に施策を推進していきます。

第4章 理念

理念：北の生き物と人が輝くまち さっぽろ

- 札幌の風土を生物多様性の視点から見つめ直し、生物多様性の保全に取り組みます。
- 札幌が北海道や世界の生物多様性に与えている影響を認識し、生物多様性に配慮したライフスタイルを実践します。
- 市民、企業、活動団体など様々な立場の人々と連携・協働し、生物多様性を適切かつ持続的に活用することで、まちづくりや社会経済活動の活性化に貢献します。
- 以上の取組を通して、地域の魅力を再発見、創造し、北の生き物と人が輝くまち札幌を将来に引き継いでいきます。

第5章 目標年次及び対象区域

1 目標年次

- 目標年次は2050年とします。
- 本ビジョンでは、2050年までの目標を達成するための2030年までの計画と進捗管理について示しています。

2 対象区域

- 対象区域は札幌市全域とし、「札幌連携中枢都市圏ビジョン」とも連動のうえ、近隣自治体との連携を図り、広域的な取組を行います。

※札幌連携中枢都市圏：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の8市3町1村

第6章 ゾーンの設定

札幌市域は広大で、地形的な変化に富むこと、概ね地勢に応じた人間活動の影響の歴史があることなどにより、山地の原生的な環境から都市部の人為的な環境まで幅広く多様な生態系が広がっています。

このため、地勢や人間活動の影響(都市計画区分)に応じて4つのゾーン(山地、山麓、市街地、低地)を設定し、「各ゾーンをつなぐ河川、緑地」とあわせて現状や課題を整理し、方向性を検討しています。

◇ ゾーン等一覧

ゾーン等	地勢	人間活動の影響	主な生態系等
山地ゾーン	山地 台地・段丘	地理的又は制度的に人間活動の影響が小さい区域 (都市計画区域外)	自然林 自然草原、湿原 人工林 河川(上流域) 渓谷 湖沼
山麓ゾーン	火山灰台地 扇状地	多様な動植物の生息・生育環境が残されているが、人間活動の影響も受けている区域 (市街化調整区域)	自然林 二次林 人工林 草地 河川(上流域) 池沼
市街地ゾーン	低地	都市機能の整備が進められ、人為的な環境がつけられている区域 (市街化区域)	ビルの屋上庭園 公園や私有地の庭 神社林 河川(中流域) 池沼
低地ゾーン		動植物の生息・生育環境は残されているが、市内で最も改変が進み、人間活動の影響を受けている区域 (市街化調整区域)	畑地・雑草地・湿地 防風林 河川(下流域) 池沼
各ゾーンをつなぐ 河川、緑地	河川、山地、 台地・段丘、 火山灰台地、 扇状地、低地	河川整備や取水・排水など、人間活動の影響を受けている 公園や街路樹、庭園など、人間活動の影響を受けている	河川 各ゾーンをつないでいる緑地

◇ 各ゾーンの概要

山地ゾーン

- 南西部の山地が広がる区域であり、大部分は保安林、国立公園等が広がっており、土地利用や建物の建築に一定の規制がなされている。
- 人工林やダムなどの人為的な環境が一部見られるが、自然林や自然草原が維持されている。



低地ゾーン

- 北部の農地や雑草が比較的多く広がっている区域で、樹林地の多くは公園など近年整備されたものか、防風林や河川沿いのヤナギ林が主体。
- 植生の自然度は低く、石狩湿原のなごりが残されている場所はわずか。



山麓ゾーン

- 南西部山地の山麓部から市城南東部の丘陵・台地へとつながる区域であり、市有林や私有林が多い。
- 成長した二次林、円山や藻岩山などの原始林が含まれる。
- 畑や草草が減少し、建物用地の増加が見られる。



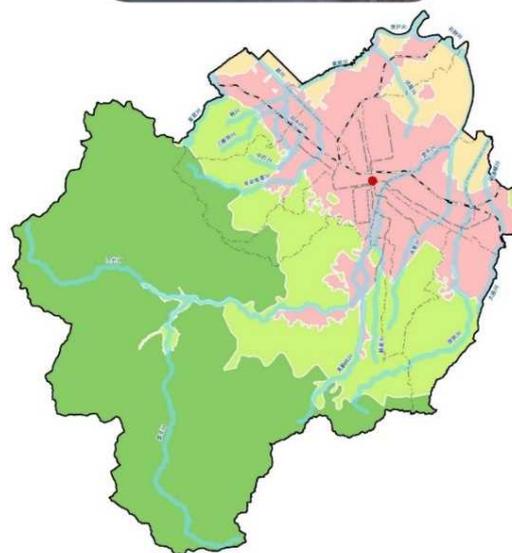
各ゾーンをつなぐ河川、緑地

- 各ゾーンは完全に独立しているものではなく、河川や緑地などによってつながっており、相互に関わりあって存在している。



市街地ゾーン

- 人間活動が集中する区域であり、高い環境負荷が見られる人為的な環境。



凡例

- | | |
|----------|-----------------|
| ● 市役所 | ■ 山地ゾーン |
| — JR | ■ 山麓ゾーン |
| — 地下鉄・市電 | ■ 市街地ゾーン |
| --- 行政界 | ■ 低地ゾーン |
| | ■ 各ゾーンをつなぐ河川、緑地 |

第7章 ゾーンごとの目標（あるべき姿）

2050年までのゾーンごとの目標（あるべき姿）については、次のとおりです。

1 山地ゾーン

- 在来の多様な生き物が生息する原始的な森林や湿地、自然草原が多く残され、市民生活を支える水源が適切に保全されている。
- 自然環境調査等により継続的に生物相の変化が確認され、管理者による必要な保全がされている。

2 山麓ゾーン

- 自然性の高い二次林や適切に管理された健全な人工林が守り育てられて引き継がれている。
- 野生鳥獣とのすみ分けや適正な個体数管理等の対策により、人と野生鳥獣とのあつれきが低減されている。

3 市街地ゾーン

- 都市公園などの緑地では、市民参加型の生物調査、観察会、環境教育の場として活用されるとともに、生物相が把握され、多様な生物が保全されている。
- 市民は、都市機能が維持された市街地において野生鳥獣と一定の距離を保ちつつ、野鳥のさえずり、虫の声、並木や花の色彩・香りなどを通して、生活の中で多様な生命の息吹を感じている。

4 低地ゾーン

- 防風林や湿地など、かつての石狩湿原や明治期を想起させる風景から、近年整備された公園、今も続く酪農・田園地帯まで幅広く様々な風景が保全・創出されている。
- 生物多様性に配慮した農業が行われ、農業体験や直売会などにより都市住民と農業者の交流が進むとともに、都市における農地の機能や価値が市民によく理解される機会が継続的に提供されている。

5 各ゾーンをつなぐ河川、緑地

- 河川では多自然川づくりにより、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出が図られ、瀬・淵・河原など多様な生態系や水環境が確保されている。
- 連続化に伴い懸念される影響が抑えられ、原始的な自然から人為的な環境まで、それぞれの地域固有の生物多様性が損なわれることなくネットワークを形成している。

第8章 施策を進めるにあたっての基本方針

生物多様性国家戦略の目標や第7章で示したゾーンごとの目標を踏まえ、施策を進めるにあたっての基本方針を設定しました。

基本方針1

様々な立場の人々と連携・協働して生物多様性の保全を進める。

基本方針2

生物多様性への理解を深め、将来に伝えていく。

基本方針3

札幌市は消費都市であることを認識し、札幌市、市民、企業、活動団体等は積極的に地球規模で生物多様性に配慮した取組を行う。

第9章 基本方針に基づく2050年までの目標、施策及び2030年までの目標と進捗管理

第8章に示した3つの基本方針に基づいた目標を設定し、各目標に基づく施策を内容別に整理し、以下のとおり取り組むこととします。取組については継続的にモニタリングし、科学的知見に基づいた順応的な管理を行います。

1 生物多様性の保全に関する目標

2050年 目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な動植物が生息、生育する豊かな自然環境が適切な管理により保全されており、各ゾーンがあるべき姿を保っています。 ■ 野生鳥獣とのあつれきが減少し、外来種の生息が抑制されています。
-------------	---

◇ 2030年目標とモニタリング方法

2030年目標	モニタリング方法
札幌市版レッドリストを改定し、代表的な種についての保全実施計画を策定、保全活動を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> • レッドリストを改定し、保全実施計画を策定 • 保全実施計画に基づき保全活動を進めている種の割合を確認
自然共生サイトの認定件数が5件に達し、維持されている。	<ul style="list-style-type: none"> • 自然共生サイトの認定件数を確認
自然共生サイトの対象となりうる土地が10件に達している。	<ul style="list-style-type: none"> • 自然共生サイトになりうる土地の件数を自然共生サイト候補地リストにより確認
優先的に防除を行う外来種リストを作成し、種ごとの防除実施計画に基づいた対策を実施。	<ul style="list-style-type: none"> • 防除リストを作成 • 防除対象種毎に定めた目標(努力量に対する捕獲数または、単純な捕獲数)を達成しているか確認
さっぽろヒグマ基本計画2023に基づく取組と、エゾシカの個体数管理に向けた実施計画等を策定し、それに基づく個体数管理を実施。	<ul style="list-style-type: none"> • 計画等で設定する指標により確認
札幌市内の主要な生態系において、それぞれの環境の指標種が、健全に生息・生育している。	<ul style="list-style-type: none"> • 自然環境調査、市民参加型調査等により、指標種がそれぞれの環境に生息・生育していることを確認

2 生物多様性の理解に関する目標

2050年 目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性を理解している市民が増えています。
-------------	--

◇ 2030年目標とモニタリング方法

2030年目標	モニタリング方法
生物多様性の理解度(言葉を理解している人、言葉を知っている人の割合) 80%以上	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート等による確認
市民参加事業(観察会、外来種駆除体験など)の実施回数 5回/年度以上	<ul style="list-style-type: none"> • 実施回数の確認
学校教育と連携した取組(出前講座を含む)の実施回数 5回/年度以上	<ul style="list-style-type: none"> • 実施回数の確認

3 生物多様性に配慮した行動の実践に関する目標

2050年 目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性に配慮した行動をする市民、企業、活動団体が増えていきます。
-------------	--

◇ 2030年目標とモニタリング方法

2030年目標	モニタリング方法
生物多様性保全活動に参加、取り組んでいる市民の割合 7%以上	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート等により確認
環境に配慮した商品を利用している市民の割合 70%以上	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート等により確認
原料調達時の環境配慮の促進に取り組む事業者の割合 65%以上	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート等により確認
市民参加型指標種調査参加人数 1,900人/年度以上を維持	<ul style="list-style-type: none"> • 参加人数の確認
生物多様性保全活動に参加、取り組んでいる事業者の割合 60%以上	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート等により確認
企業、施設等との連携事業数 10件/年度以上を維持	<ul style="list-style-type: none"> • 実施件数の確認

第10章 ビジョンの推進にあたって

1 各主体に求められる行動

生物多様性の保全を図り、その恩恵を将来の世代に引き継いでいくためには、札幌市、市民、活動団体、企業など、あらゆる主体が担い手となって共に施策を進め、生物多様性への配慮行動を推進する必要があります。

◇ 各主体に求められる行動例

札幌市

- 生物多様性に関する教育や普及啓発を推進
- 市民、活動団体、大学等との連携・協働による調査研究等の推進
- 動植物の情報を収集するための体制づくり

市民

- エコマーク商品、水産認証・森林認証商品、フェアトレード商品などの環境に配慮した商品やサービスを利用
- 生物多様性の保全や生き物調査などの活動に参加

活動団体

- 動植物の生息環境の維持管理や自然体験、生き物調査など生物多様性の保全に寄与する活動の実施
- 地域の自然環境等に関する情報発信

企業

- 生物多様性に配慮した商品やサービスを積極的に提供
- 市民や活動団体の取組を支援し、積極的に参加

意見募集要領

1 ご意見募集期間

令和5年(2023年)12月26日(火)から令和6年(2024年)1月31日(水)

2 ご意見の提出方法

- ① 郵 送: 下記4の宛先へご郵送ください。
- ② 持 参: 下記4の宛先へご持参ください。
受付時間は平日の午前8時45分から午後5時15分です。
- ③ F A X : 011-218-5108
- ④ メール: seibutukeikaku@city.sapporo.jp
- ⑤ ホームページの意見募集フォーム: 下記アドレスにアクセスしてください。
【 <https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/vision2024/pubcome.html> 】

3 ご意見の提出にあたっての必要事項

- ご意見の内容
 - 本書または概要版の該当するページや項目
 - お名前・ご住所・ご年齢
- ※所定の様式はありません。どのようなものに記載いただいても結構です。
※お名前・ご住所・ご年齢は、ご意見の集計以外の目的に使用することはありません。
個人情報の保護に関する法律の規定に従い、適切に取扱います。

4 ご意見の提出先・問合せ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階
電話: 011-211-2879、FAX: 011-218-5108
電子メールアドレス: seibutukeikaku@city.sapporo.jp

5 留意事項

- ご意見の概要とそれに対する市の考え方については、後日ホームページで公表いたします。
- 電話や口頭でのご意見の受付や、ご意見に対する個別回答は行っておりません。
- ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所・ご年齢を記入してください。
- ご意見の概要を公表する際には、お名前やご住所は公開いたしません。

※資料は、以下の札幌市ホームページからもご覧いただくことができます。
【 <https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/vision2024/pubcome.html> 】

